

オンライン電子納品試行要領

令和3年1月1日
長野県建設部技術管理室

(趣旨)

第1条 電子納品の運用の効率化を目的として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 将来的には全ての工事及び業務を対象とするが試行においては、受発注者との協議により決定する。

(利用システム)

第3条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL : <https://mycityconstruction.jp/>

(適用)

第5条 対象工事等は、電子納品に係る実施要領（平成31年3月8日）に基づく電子媒体による電子納品に替えて、オンライン電子納品を実施する。

(実施手順)

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 協議

事前協議チェックシートの「9. 上記以外及び、施工中の確認事項」に「オンライン電子納品を適用」と記載する。

(2) ユーザ登録

受注者は、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(6) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第7条 オンライン電子納品の電子成果品の公開、非公開の設定は、事前協議において決定する。

2. 発注者が公開を不相当と判断した項目及び受注者が公開を希望しない項目は、非公開に設定するものとする。

3. 成果品に、3次元点群データまたは3次元設計データが含まれる場合は、原則として該当するデータを公開に設定するものとする。

(電子成果品の保管)

第8条 オンライン電子納品の電子成果品は、システムで保管するデータを正式文書とする。

附 則

この試行要領は、令和3年1月1日から施行する。